

## 〈 特例承継計画提出時のチェックシート 〉

特例承継計画を作成して、大阪府に提出する際には、チェックシートをご活用ください。

### □ 様式第21・確認申請書（特例承継計画）2部

※経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書（特例承継計画）を提出してください。  
※円滑化法の改正に伴い、押印不要になりました。

### □ 履歴事項全部証明書

申請会社の履歴事項全部証明書の原本（確認申請日（特例承継計画提出日）の前3か月以内に取得したもの）  
※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が  
履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付してください。

### □ 返信用レターパック

大阪府から確認書を交付する際に使用します。

### ＜ 提出先 ＞

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階  
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 事業承継税制担当者 宛て

## 事業承継に関するご相談は、下記へ

### 税務に関するご相談 お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、  
税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

### 訪問および窓口での相談 府内の商工会・ 商工会議所、 大阪府商工会連合会

経営指導員による訪問相談や窓口相談を実施しております。  
また、各地で事業承継セミナーを開催しております。  
お近くの商工会・商工会議所等にお問合せください。  
府内商工会・商工会議所一覧  
URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html>

### 経営全般に関するご相談 大阪府 よろず支援拠点

国が各都道府県に設置した無料の経営相談所で、中小企業診断士等の資格を有するコーディネーター陣が、様々なご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します。  
〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 TEL:06-4708-7045  
大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内  
URL: <https://www.yorozu-osaka.jp/>

### 事業承継全般に関するご相談 大阪府事業承継・ 事業引継ぎ支援センター （令和3年4月1日開設）

親族内承継、従業員承継、第三者承継について、  
総合的に支援いたします。  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8  
大阪商工会議所5階 事業承継・再生支援担当内  
TEL:06-6944-6257



よし！  
相談から  
はじめよう！！

### 大阪府事業承継ネットワーク事務局

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内  
TEL:06-4708-7027 URL: <https://www.obda.or.jp/jicyo/syoukel.html>

# えっ?! “特例承継計画”ってなに??

特例承継計画 は、  
中小企業の非上場株式等に係る  
贈与税・相続税 の  
納税猶予 を  
受けるために必要です!!

特例承継計画の提出期限は

2024年(令和6年)  
3/31まで!!



し、知らなかった!  
急がないと!!

詳しくは、  
中面を  
ご覧ください。

事業承継税制（特例措置）の  
適用要件・手続きの流れなど気になることを解決!!  
これを見れば、不安がきっとなくなります!!



お早めの準備を!!

まずは 2024年(令和6年)3/31までに“特例承継計画”を提出しましょう

## ①「事業承継税制」とは？

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。平成30年度税制改正では、これまでの措置（以下、「一般措置」）より、要件等が緩和された「特例措置」が期間限定で創設されました！

## ② 一般措置と「特例措置」は、ここが違います！

### 一般措置

- 対象株式数の3分の2が上限
- 相続税の納税猶予割合は80%
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が必要。できなければ納税猶予打ち切り

### 「特例措置」（※特例承継計画の提出が必須）

- 対象株式数の**上限を撤廃**
- 相続税の納税猶予割合を**100%に拡大**
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が未達成でも**納税猶予を持続可能**

## ③「特例措置」の適用を受けるためには？

- ① 2024年(令和6年)3月31日までに、「特例承継計画」を作成し、本店のある都道府県にご提出ください。
- ② 2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行および相続が開始した場合のみ、適用対象となり、贈与または相続後、提出期間内に「認定申請」を行う必要があります。

## ④ 提出する「特例承継計画」ってなに？

特例措置を受けるために必要な“エントリーシート”のようなものです。

下記①から③の3点を検討し、経営承継円滑化法で規定する「様式第21」に記載してください。

- ① 後継者(最大3人まで)
- ② 非上場株式の承継時期
- ③ 承継時期までの経営課題・承継後5年間の経営計画について

そして、その内容について認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受けてください。

## ⑤「特例措置」の認定を受けるための“主な要件”



会社

- ・中小企業者であること
- ・従業員が1人以上いること（資産管理型会社は5人以上いること）等



先代経営者

代表者であったいづれかの時および、贈与・相続の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している（後継者を除く）こと



後継者

贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること  
[贈与] 贈与日において3年間継続して役員をしており、代表権を得ていること等  
[相続] 相続開始の直前において役員であり、相続開始の5か月以内に代表権を得ていること等

## ⑥ 事業承継税制（特例措置）主な手続きの流れ

特例承継計画の提出

都道府県へ  
2024年(令和6年)  
3/31までに提出

贈与の  
相続の  
開始

2027年(令和9年)  
12/31までに  
発生したもの

認定申請書の提出

都道府県へ下記期間内に提出  
[贈与] 贈与年の  
10/15から翌年1/15まで  
[相続] 相続開始の  
5か月後から8か月以内

税務署へ  
納税申告

5年間の年次報告

都道府県へ1年に1回  
年次報告書を提出  
(要件を満たしていれば  
納税猶予を継続)

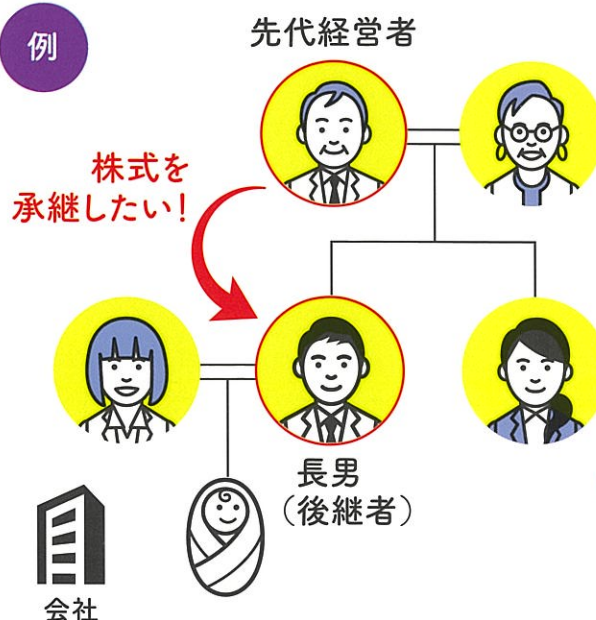
3年に1回  
税務署へ報告

提出についてのお問い合わせは  
大阪府 商工労働部  
中小企業支援室 経営支援課  
経営支援グループへ

TEL: 06-6210-9490 様式等は大阪府ホームページからダウンロードください。  
URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keieisyoukeienkatuka/index.html>  
※担当者不在の場合がありますので、対面相談はご予約の上、ご来庁ください。



例



- ① 後継者を決める（最大3人まで）  
→「長男」
- ② 非上場株式の承継時期  
→「令和6年10月から令和7年10月まで」
- ③ 承継時期までの経営課題  
→「取引先への顔つなぎや、若手従業員の減少」など  
承継後5年間の経営計画  
→「工場の新設、新規採用を積極的に行う」など

！ 認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受ける  
※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した、専門的知識や実務経験を有する支援機関等（税理士をはじめとする士業、金融機関、商工会・商工会議所など）